公益財団法人新潟県都市緑花センターの概要

１　所在地

〒９５０－０９３２　新潟市中央区長潟５７０番地

２　設立目的

「この法人は、都市緑化、公園緑地に関する県民の多様なニーズに対応した事業の実施を通して、県民生活にやすらぎとゆとりをもたらし、もって県民の福祉の向上に寄与することを目的とする。」（定款第３条）

３　事業内容

（１）都市空間における緑花増進事業（普及啓発、調査研究）
（２）植物に関する知識の普及と理解の増進事業
（３）多くの県民から活用していただける公園緑地の企画・管理事業
（４）公園・スポーツ施設活用促進事業
（５）公園施設内における飲食提供施設の設置
（６）その他法人の目的を達成するために必要な事業

（定款第４条）

４　沿革

（1）背景

新潟県は、経済社会の発展と相まって、社会基盤の整備も着実に進展し、県民生活の豊かさも大きく向上しました。

しかし、近年における都市化の進展に伴い、人口の都市集中がみられ、都市及びその周辺においては緑が急速に減少しました。このため、緑あふれる潤いに満ちた快適なまちづくりに資するために、平成２年に県及び市町村の出えん金と民間各位からの寄付金を基金とし、その果実（運用益）により都市緑化を積極的に推進していくことを目的に、財団法人新潟県都市緑花センターが設立されました。

そして新潟県知事から公益財団法人の認定を受け、平成２５年４月から「公益財団法人新潟県都市緑花センター」として新たなスタートをきりました。

（2）経緯

平成 2 年 10 月 15 日　設立許可（新潟県指令監第 705 号）　事務局を県庁（公園緑地室）に設置
平成 3 年 4 月 1 日　県立鳥屋野潟公園（鐘木地区）及び県立紫雲寺記念公園の管理受託開始
平成 4 年 9 月 1 日　県立鳥屋野潟公園（女池地区）管理受託開始
平成 5 年 1 月 6 日　特定公益増進法人の認定を受ける
平成 5 年 4 月 1 日　業務拡大により事務局を新潟市新光町 5 番地 1 千歳ビル内に移転
平成 5 年 5 月 20 日　県立島見緑地管理受託開始
平成 7 年 3 月 22 日　特定公益増進法人の認定を受ける
平成 9 年 3 月 14 日　特定公益増進法人の認定を受ける
平成 10 年 4 月 1 日　県立鳥屋野潟公園（スポーツ公園）管理受託開始

平成 10 年 12 月 1 日　県立植物園管理受託開始
平成 13 年 4 月 1 日　県立大潟水と森公園管理受託開始
平成 13 年 6 月 5 日　事務局を新潟市清五郎 58 番地に移転
平成 14 年 7 月 9 日　特定公益増進法人の認定を受ける
平成 15 年 4 月 1 日　新潟スタジアム（ビッグスワン）及び県立聖籠緑地管理受託開始
平成 16 年 12 月 24 日　事務局・鳥屋野潟スポーツ公園事務所（園地）・紫雲寺記念公園事務所・県立植物園において ISO14001 認証取得（登録番号 EC04J0397）
平成 18 年 3 月 31 日　県立都市公園及び緑地管理受託終了
平成 18 年 4 月 1 日　県立鳥屋野潟公園（新潟スタジアムを含む）、県立紫雲寺記念公園、県立植物園及び県立大潟水と森公園の指定管理者となる
平成 19 年 4 月 1 日　アルビレックス新潟･都市緑花センターグループとして､県立鳥屋野潟公園(新潟県スポーツ公園）等の指定管理者となる
平成 21 年 12 月 24 日　ISO14001 認証範囲に鳥屋野潟スポーツ公園事務所（スタジアム）追加
平成 21 年 3 月 31 日　県立紫雲寺記念公園及び県立大潟水と森公園の指定管理終了
平成 21 年 4 月 1 日　県立紫雲寺記念公園の指定管理者となる
平成 21 年 7 月 1 日　アルビレックス新潟･都市緑花センターグループとして､県立鳥屋野潟公園(新潟県スポーツ公園南地区）の指定管理者となる
平成 22 年 4 月 1 日　アルビレックス新潟･都市緑花センターグループとして､県立鳥屋野潟公園(新潟県スポーツ公園北地区）等の指定管理者となる
平成 23 年 4 月 1 日　国際総合学園・都市緑花センターグループとして、県立植物園の指定管理者となる
平成 24 年 3 月 31 日　県立紫雲寺記念公園の指定管理終了
平成 24 年 4 月 1 日　県立大潟水と森公園の指定管理者となる
平成 25 年 4 月 1 日　公益財団法人として認定（公益財団法人新潟県都市緑花センターとなる）
平成 27 年 3 月 31 日　県立鳥屋野潟公園（新潟県スポーツ公園北地区）等、県立鳥屋野潟公園（新潟県スポーツ公園南地区）、県立大潟水と森公園の指定管理終了
平成 27 年 4 月 1 日　アルビレックス新潟･都市緑花センターグループとして､県立鳥屋野潟公園(新潟県スポーツ公園）等の指定管理者となる
県立大潟水と森公園の指定管理者となる
平成 28 年 4 月 1 日　国際総合学園・都市緑花センターグループとして、県立植物園の指定管理者となる
平成 31 年 4 月 1 日　県立大潟水と森公園の指定管理者となる
令和 2 年 4 月 1 日　アルビレックス新潟･都市緑花センターグループとして､県立鳥屋野潟公園(新潟県スポーツ公園）等の指定管理者となる
令和 2 年 12 月 21 日　事務局を新潟市中央区長潟 570 番地に移転
令和 3 年 4 月 1 日　国際総合学園・都市緑花センターグループとして、県立植物園の指定管理者となる
令和 6 年 4 月 1 日　県立大潟水と森公園の指定管理者となる